

第52期（令和2年度）熊本地方最低賃金審議会  
熊本県最低賃金専門部会（第5回）議事要旨

1 日 時 令和2年8月5日（水） 9時30分～11時30分

2 場 所 熊本地方合同庁舎B棟2階大会議室

3 出席者

（公益代表委員） 出席3名（定数3名）

（労働者代表委員）出席3名（定数3名）

（使用者代表委員）出席3名（定数3名）

【事務局】

（熊本労働局）出席4名

4 議題

（1）金額審議について

（2）その他

5 議事要旨

（1） 公益委員より、これまでの4回にわたる熊本県最低賃金専門部会の議  
論の経過について説明が行われた。

（2） 事務局より、他県の最低賃金にかかる審議状況についての説明が行わ  
れた。

（3） 労使の個別協議、公使協議、公労協議が行われた。

（4） 労使双方より、改めて金額提示が行われた。

【使用者側金額提示】

- ・ 従前から一貫して主張しているとおり、熊本県は新型コロナ禍に加え  
て熊本地震の影響、令和2年7月豪雨の影響があり、他県に比べても  
さらに厳しい状況であり、最低賃金を引上げられる状況にはない。
- ・ 引上げ額0円を提示、今年度は地域別最低賃金の引上げ凍結を求める。

【労働者側金額提示】

- ・ 前回の専門部会で提示したとおり、「2020年までに時間給800  
円を目指す」とした雇用戦略対話、また、影響率の観点でも比較的  
小さい水準に収まるところであるため、引上げ額10円を提示する。

（5） 今回の金額提示でも、労使双方の隔たりは解消されなかったため、公  
益委員見解を示すこととなった。

### 【公益委員見解】

- ・ 熊本県は、4年前の熊本地震からの回復途上にあり、今年は新型コロナ禍に加えて7月の豪雨災害にも見舞われて非常に厳しい状況であるという現実を見る視点と、地域をこれからどのようにしていくべきかという中長期的な視点と、両方の視点をもって最低賃金を考えていく必要がある。
  - ・ 現在の熊本県最低賃金は全国で最低の金額であるが、このままでよいと考えるのか。また、地域間格差の是正をどのように図っていくべきかという2つの問題意識を持っている。
  - ・ ただ、今年中央最低賃金審議会が目安を示さなかったことから、昨年までのように約3%もの引上げが可能な状況とは到底言えない。また、令和2年賃金改定状況調査結果の「第4表 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」で熊本が分類されるDランクのところを見ると0.9%の上昇率であり、これを最低賃金に当てはめるとプラス7円となるが、これでも目下の経済情勢や他県の状況等に鑑みると高いと思われたところである。
  - ・ 熊本からの人材流出を少しでも抑制するため、隣県である福岡との地域間格差をできるだけ縮めたい。また、全国最下位からの脱出という点も重要視すべき。
  - ・ 引上げ額について、影響率の観点で見るとプラス2円から6円の範囲においてはほとんど変わらないものであるが、使用者側の主張にも非常に切実なものが感じられるところであり、配慮を要する。
  - ・ 熊本においては、熊本駅前再開発や郊外に外資系大型店舗新設計画の進捗という今後に向けての明るい材料も見えてきている状況である。
  - ・ これらの様々な要素を総合的に考慮してプラス3円を提案したい。
  - ・ なお、最低賃金審議会会長名で熊本労働局長に対して、最低賃金・賃金引上げに向けた支援施策の充実等を内容とする建議を行いたい。
- (6) 続いて、公益委員見解に対する採決が行われた。採決の結果、賛成多数となり公益委員見解の「引上げ額3円、時間額793円」との結論に達し、これを熊本県最低賃金専門部会の意見として本審において報告することとされた。